

発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2019年5月31日
- 【発行者の名称】 株式会社ひかりホールディングス
(Hikari Holdings Co., Ltd.)
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 倉地 猛
- 【本店の所在の場所】 岐阜県多治見市笠原町 2841 番地の 1
- 【電話番号】 (0572)56-1212 (代表)
- 【事務連絡者氏名】 管理部部長 丹羽 直樹
- 【担当 J-Adviser の名称】 フィリップ証券株式会社
- 【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】 代表取締役 下山 均
- 【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
- 【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.phillip.co.jp/>
- 【電話番号】 (03)3666-2101
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
- 【公表されるホームページのアドレス】 株式会社ひかりホールディングス
<https://h-holdings.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関

する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自 2017年9月1日 至 2018年2月28日	自 2018年9月1日 至 2019年2月28日	自 2016年9月1日 至 2017年8月31日	自 2017年9月1日 至 2018年8月31日
売上高 (千円)	839,571	909,956	1,419,198	1,681,480
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	31,388	7,174	△24,826	△6,739
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	15,435	19,412	△7,555	△52,713
中間包括利益又は包括利益 (千円)	15,435	19,412	△7,335	△52,493
純資産額 (千円)	202,876	154,140	158,640	134,727
総資産額 (千円)	968,499	1,632,734	876,638	878,400
1株当たり純資産額 (円)	706.91	578.38	643.00	503.91
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—
1株当たり中間純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	63.92	74.46	△31.29	△211.32
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	20.6	9.2	17.7	15.0
自己資本利益率 (%)	8.7	13.8	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	51,970	△36,840	△16,475	15,240
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	26,095	△176,344	△3,327	5,119
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	803	298,602	27,176	△16,386
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	438,920	449,440	360,037	364,027
従業員数 (名)	82	102	79	86
(外、平均臨時雇用者数)	(13)	(11)	(17)	(9)

(注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益について、第2期及び第3期は1株当たり当期純損失であるため、第3期中及び第4期中は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注3) 自己資本利益率について、第2期及び第3期は親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。

(注4) 株価収益率について、第2期は当社株式が非上場であるため、また、第3期は親会社株主に帰属する当期純損失であるため、さらに第3期中及び第4期中は当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。

(注5) 1株当たり配当額及び配当性向について、配当を行っていないため記載しておりません。

(注6) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

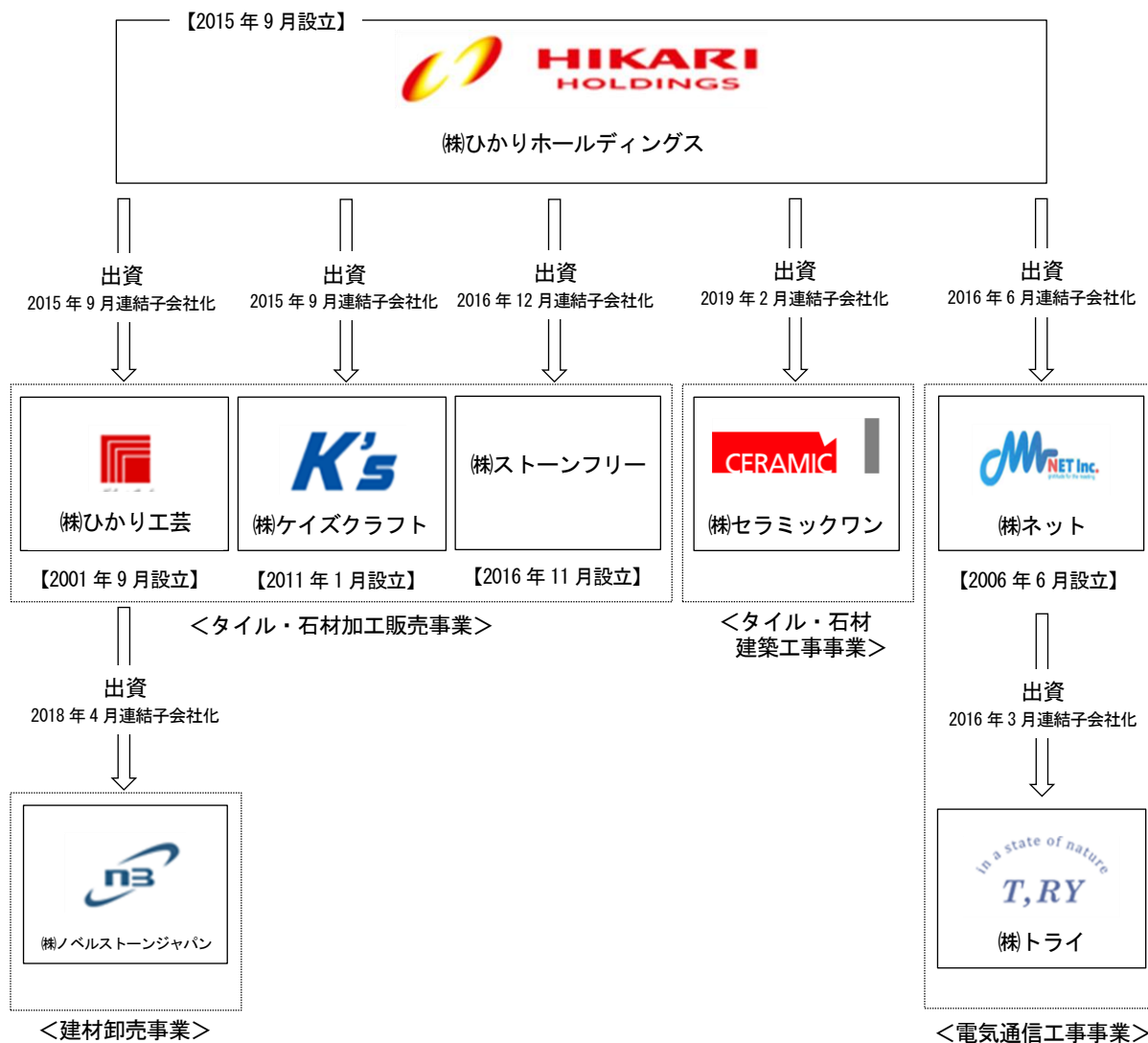
(注7) 2017年12月7日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

2【事業の内容】

当社グループは、当社（㈱ひかり HD）及び完全子会社5社（㈱ひかり工芸、㈱ケイズクラフト、㈱ネット、㈱ストーンフリー及び㈱セラミックワン）、㈱ひかり工芸の子会社である㈱ノベルストーンジャパン、及び㈱ネットの子会社である㈱トライにより構成されております。

当社は『時代を読み、お客様を深く知り、最良のソリューションを提供し続ける』を経営理念に掲げ、純粋持株会社として当社グループ全社の経営戦略の立案・実行及び経営管理を行うとともに、グループ各社に対して営業・品質管理・経営管理・労務管理といった機能ごとの支援及び統括を行なっております。

＜当中間連結会計期間末現在のグループの状況＞



当社グループは、タイル・石材を中心とした内装・外装材製品の加工・販売を行う「タイル・石材加工販売事業」、タイル・石材を中心とした内装・外装工事の施工を行う「タイル・石材建築工事業」（当中間連結会計期間より追加）、エクステリア関連商材の輸入仕入販売等を行う「建材卸売事業」、電気工事・情報通信工事の請負、企画、設計、監理を行う「電気通信工事業」とグループ会社ごとに別の事業を行う多角化経営をグループ戦略としております。各事業はそれぞれが別の業界ではありますが、当社の統括により、会社の“強み”を伸ばし、“弱み”を補える体制を構築しております。セグメントとの関連は次の通りであります。

セグメント	名称	事業内容と特徴
タイル・石材加工販売事業	(株)ひかり工芸 (岐阜県多治見市笠原町 2841 番地)	1969 年（昭和 44 年）創業のタイル・石材加工販売事業における中核企業です。多治見市内 3 ヲ所の工場においてタイル・石材を加工・販売しています。主要製品は内装用の大型タイル（床タイル）であり、主に中部圏・関東圏に所在する建材問屋、建材メーカー等に販売しています。 ・第 1 工場：岐阜県多治見市笠原町 2841 番地 ・第 2 工場：岐阜県多治見市笠原町字地藏下 4282 番地 ・第 3 工場：岐阜県多治見市笠原町字向島 2435 番地
	(株)ケイズクラフト (岐阜県多治見市笠原町 3910 番地)	多治見市においてタイル・石材を加工・販売しています。主要製品は外装用の小型タイル（壁タイル）です。関西圏に所在する建材問屋、建材メーカー、建材商社等に販売しています。 ・第 1 工場：岐阜県多治見市笠原町 3910 番地
	(株)ストーンフリー (岐阜県多治見市笠原町 2435 番地)	(株)ひかり工芸からの委託により、タイル・石材をユニット化する作業を請け負っています。特に、色・形・使用場所などお客様が求めるイメージに合わせたデザイン加工を得意としています。
タイル・石材建築工事業	(株)セラミックワン (横浜市戸塚区上倉田町 445-2)	主に建設元請業者から工事を受注し、タイル工事全般を施工しています。主な施工対象はビル及びマンションです。技術・工程・安全のすべてにおいて顧客満足度を得られる会社を目指しています。
建材卸売事業	(株)ノベルストーンジャパン (岐阜県多治見市生田町 4-46)	世界中のタイル、建材の中から意匠性・デザイン性の優れたリーズナブルな商品を探し出し、現地で販売元と直接交渉し、商社を介さず直接輸入し国内で販売しています。当初は中国、韓国からの輸入が中心でしたが、最近ではポルトガル、スペイン、イタリア、トルコなど世界中から輸入を行っており、建材問屋、建材メーカー等に販売しています。 ・生田倉庫：岐阜県多治見市生田町 4 丁目
電気通信工事業	(株)ネット (愛知県春日井市高蔵寺町 2-103)	移動体通信に係るシステムの保守及びメンテナンスを主たる目的として 2006 年 6 月に設立しました。電気ケーブル工事、保守、LAN ケーブルの構築、モバイルネットワークや Wi-Fi システムなど、多様化する多機能端末の普及に伴い、工事から保守まで一貫したサービスを提供し、大手通信キャリアから直接工事を受託しサービスを提供しております。 ・横浜営業所：横浜市神奈川区沢渡 6 ・静岡営業所：静岡市駿河区宮竹 1-17-25 ・福岡営業所：福岡県糟屋郡粕屋町長者原西 2-2-17
	(株)トライ (愛知県春日井市南下原町 4 丁目)	電気通信工事を主たる目的として 1991 年 1 月に設立し、情報通信設備工事、システム設計・施工・保守・点検などを行っております。2016 年 3 月に(株)ネットが株式を取得し連結子会社化しました。現在、本社がある愛知県を中心に、広島県にも営業所を設け、中部圏だけではなく、岡山・広島エリアも商圏として活動しております。また、IT ベンダーや無線機メーカーなどから一次請けとして工事を受託しサービスを提供しております。

＜タイル・石材加工販売事業＞（株ひかり工芸、(株)ケイズクラフト、(株)ストーンフリー）

(株)ひかり工芸、(株)ケイズクラフト、(株)ストーンフリーが所在する岐阜県多治見市笠原町は日本屈指のタイル生産地であり、厳しい競争環境の中で技術力を磨いてきました。

タイルとは、表面に釉薬を施し、摂氏 1,200 度の窯で焼くセラミック材であり、外装材として半永久的に色褪せせず、美しい外観を長持ちさせることができ、また床材としても硬度が高く、重歩行でも摩耗しにくい素材です。さらに、最近ではデザイン性が向上し、様々な商業施設や一般住宅などで幅広く使用されており、建物の価値を向上させる素材としての評価も高まりつつあります。

石材とは、建築用の材料として利用される天然の岩石です。色、模様、質感、耐久性など用途に応じた岩石が用いられ、一般的に内装向けは大理石、外装向けは御影石を加工して使用します。



【3D 貼りあげ加工】



【大判鈍角曲り加工】



【大判トメ加工仕上げ】



かまち かまち
【 框 】 【 框 】

(1) (株)ひかり工芸

タイル・石材の用途には、主に『床タイル』と『壁タイル』があります。

タイル・石材加工販売事業（以下「当事業」）における(株)ひかり工芸の位置付けは、主に『床タイル』の加工及び販売です。『床タイル』には大判タイルを使用することが多く、主に内装に使われます。近年、建築意匠においてより多様なデザインを求められた結果、大判サイズの取扱いニーズが高まってきております。これまでの実績としても、100 角タイル、300 角タイル、600 角タイルのユニット貼りから、300×600、3,000×1,500 のパターン貼りなど



【建築用石材加工（内装）】



【大判カット機】



【カット加工】

ります。これらの市場ニーズに応えるため、3,000mm までの大判カット加工、床タイルのミリ単位での寸法精度のカット加工、パターン張りに対応する加工、100 角 45 角等小



【ウォータージェットカッター】

さいサイズの紙貼り・ユニット貼りなどの機械設備を導入し、あらゆるニーズに迅速に応える体制を整えております。なお、(株)ひかり工芸では、2018 年 12 月にキッチン天板や、住宅の壁用大型石材の加工を自社で対応するため、大型の石材加工が出来るウォータージェットカッターを導入しております。

(2) ㈱ケイズクラフト

当事業における㈱ケイズクラフトの位置付けは、主に『壁タイル』の加工及び販売であります。『壁タイル』には小判タイルを使用することが多く、主に外装に使われます。『壁タイル』は、従来品の 45 二丁タイルから 4 丁タイル、ボーダータイルの 90 度曲り、マグサ、鈍角曲りなどはもちろんのこと、石材ピースのカット溝入れ、紙貼り、ネット貼り、石面・山形タイルの曲り、トメ加工に加え、最新の技術として、コバ面の焼付塗装加工があります。今までタイルの分野では、表面に釉薬のかかったタイルの場合、コバ面と同色ではないために目線に入る場所での施釉タイルの壁施工は敬遠されがちでしたが、コバ焼付塗装技術により様々なデザインタイルの壁使用の可能性が広がってきております。



【建築用石材加工（外装）】

(3) ㈱ストーンフリー

当事業における㈱ストーンフリーの位置付けは、㈱ひかり工芸からの受託により、主に小判タイル『壁タイル』・石材をユニット化する作業を請け負うことであります。なお、タイル加工技術は接着焼物加工（複数のタイルを平物素材から削って接着）と一端成型焼物加工（プレス）に大別されます。



【トメ加工機】



【乾燥焼付機】

当社グループはより用途の広い接着焼物加工を主流としており、原価低減、加工時間圧縮が可能となるため、「安く、早く納品する」ことを可能としています。また、接着焼物加工は様々な角度・形状に加工できるという特性を持ちながら、一端成型焼物加工に劣らない品質と強度を実現しております。



【小判タイルイメージ図】

<タイル・石材建築工事業> (㈱セラミックワン)

㈱セラミックワンは、主に建設元請業者から工事を受注し、タイル工事全般を施工しています。主な施工対象はビル及びマンションです。技術・工程・安全のすべてにおいて顧客満足度を得られる会社を目指しており、品質管理面では「剥離・剥落ゼロ」を最重要課題として自主管理に努め、また、安全面では労働災害防止のため、専門部署を設けて社員・技能工の安全意識向上を図っています。さらに、IT 活用等によって各現場の情報を共有し、迅速な顧客対応を可能とする体制を構築しています。

<建材卸売事業> (㈱ノベルストーンジャパン)

㈱ノベルストーンジャパンは、ブリック&ストーン（レンガ）・タイル・モザイク等の輸入建材の販売・輸入代行・倉庫管理を行なっております。

タイルは外装材・内装材として付加価値が高い素材ですが、広く一般に普及するにはコスト面が課題と考えております。そこで、㈱ノベルストーンジャパンでは世界中のタイル、建材の中から意匠性・デザイン性の優れたリーズナブルな物を探し出し、現地で販売元と直接交渉し、商社を介さずに直接輸入し国内で販売しております。また、タイル商社やタイルメーカーからの物流管理業務の請負により、輸入商材の保管、加工、出荷料収入を安定的に得ることができ、受注から加工・出荷までのリードタイムの短縮化も実現しております。

＜電気通信工事業＞（㈱ネット、㈱トライ）

当社グループにおける電気通信工事業は、㈱ネット、㈱トライ（以下「両社」）が担っており、主に以下の事業を行なっております。

- ・ 情報通信設備に係るシステム設計・施工・保守・点検、ネットワーク設計・施工
- ・ 伝送装置調整・設置（光伝送）
- ・ 各移動体通信事業者向け無線機器調整・保守・走行試験・解析業務
- ・ 各種工事（電気設備工事、消防無線設備工事）

上記の事業は3つの業務形態で提供しております。

①設備工事請負業務：

情報通信設備の設計・施工を請け負います。両社は設立以降、約 100 件の設計・施工請負実績を有しております。また、鉄塔の光工事化として地線部の光ファイバを敷設する光通信網の構築工事も行なっております。

②人材派遣業務：

専門技能を有する自社の技術者をクライアントに派遣し、工事のサポートや構内請負を行います。当連結会計年度末現在、大手通信事業者を始めとするクライアント各社に 40 人以上の自社技術者を派遣しております。クライアントの情報通信工事の中核を担うことで営業力・技術力を蓄積しております。

③フィールドサポート業務：

全国各地の情報通信設備の保守業務を請け負っており、年間約 1,500 件の設備の保守・点検を行なっております。今後、スマートフォンやタブレット端末の普及により、LTE、Wi-Fi、さらに 5G などのサービスエリアの拡大や、トラフィック増に対応する通信ネットワーク環境の整備・拡充が進むことで、移動体通信設備は更なる成長分野と見込んで両社でも取り組んでおります。



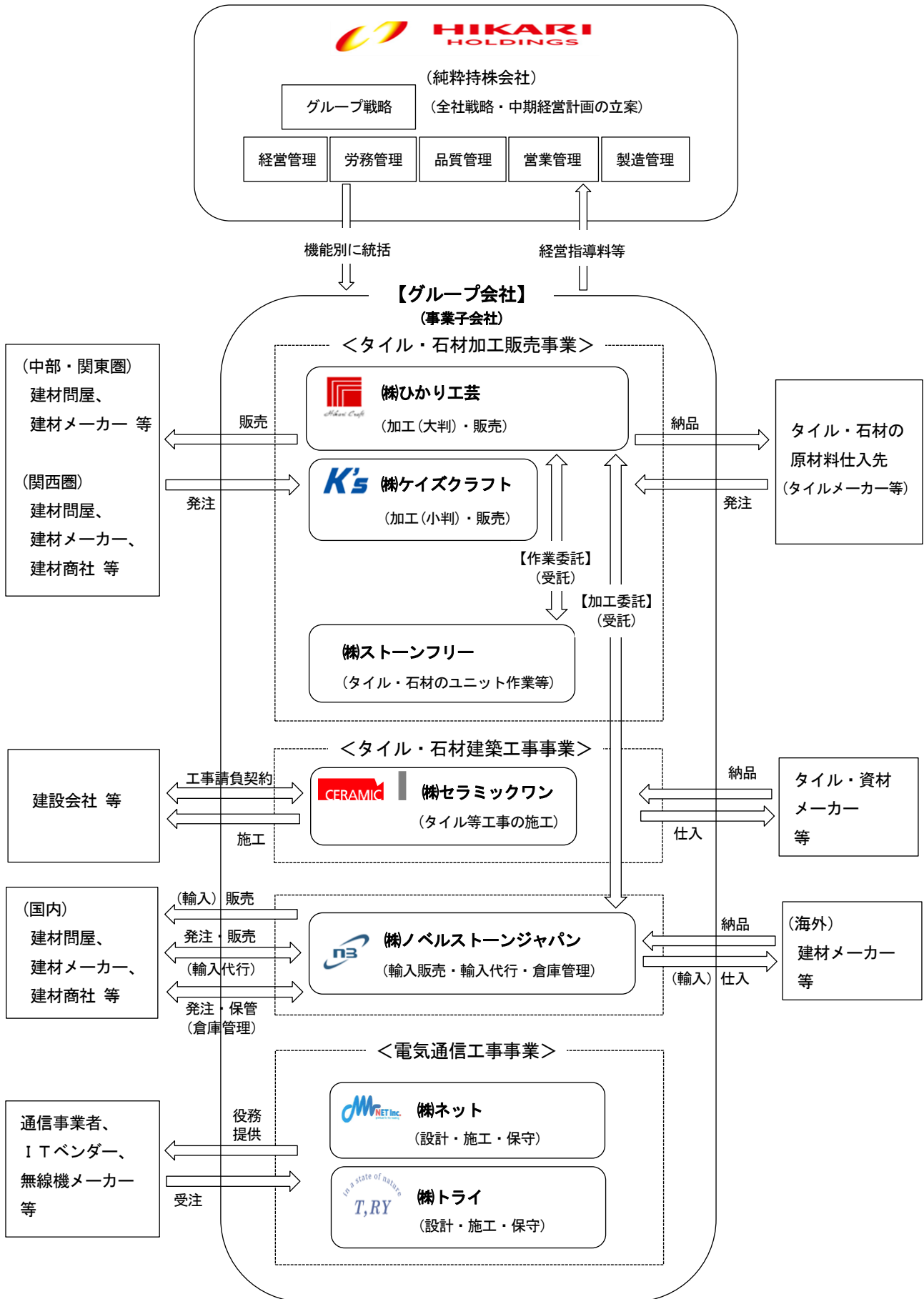
【情報通信設備工事】



【システム設備工事】

(事業系統図)

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

2019年2月28日現在

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合	関係内容
(連結子会社) ㈱ひかり工芸 (注4、注5)	岐阜県 多治見市	9,000	タイル・石材加工販売事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
㈱ケイズクラフト (注4)	岐阜県 多治見市	3,000	タイル・石材加工販売事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
㈱ストーンフリー (注4)	岐阜県 多治見市	200	タイル・石材加工販売事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
㈱セラミックワン (注2、注4、注5)	横浜市 戸塚区	10,000	タイル・石材建築工事業	100.0	経営指導
㈱ノベルストーンジャパン (注4、注5)	岐阜県 多治見市	20,000	建材卸売事業	100.0 (100.0)	役員の兼任、 経営指導
㈱ネット (注4、注5)	愛知県 春日井市	10,000	電気通信工事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
㈱トライ (注4、注5)	愛知県 春日井市	10,000	電気通信工事業	100.0 (100.0)	役員の兼任、 経営指導

(注1) 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しています。

(注2) 当社は2018年11月に㈱セラミックワンの発行済株式の100%を取得し、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を2019年2月28日としているため、当中間連結会計期間は貸借対照表のみを連結しております。

(注3) 議決権の所有割合又は被所有割合の()内は、間接所有割合であります。

(注4) 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

(注5) ㈱ひかり工芸、㈱ケイズクラフト、㈱セラミックワン、㈱ノベルストーンジャパン、㈱ネット及び㈱トライは特定子会社に該当しています。

(注6) ㈱ひかり工芸、㈱ノベルストーンジャパン、㈱ネット及び㈱トライは、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。各社の2018年9月1日から2019年2月28日までの主要な損益情報等は下記の通りです。

会社名		㈱ひかり工芸	㈱ノベルストーンジャパン	㈱ネット	㈱トライ
(1) 売上高	(千円)	234,379	128,923	195,330	315,549
(2) 経常利益	(千円)	5,008	4,591	504	1,105
(3) 当期純利益	(千円)	2,210	4,711	822	17,133
(4) 純資産額	(千円)	34,846	△94,909	58,991	310,312
(5) 総資産額	(千円)	356,355	139,678	371,807	415,376

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
タイル・石材加工販売事業	14 (5)
タイル・石材建築工事業	3 (1)
建材卸売事業	7 (3)
電気通信工事業	72 (—)
その他	6 (2)
合計	102 (11)

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を () 外数で記載しております。

(注2) その他として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

(2) 提出会社の状況

2019年2月28日現在

従業員数(名)	6 (2)
---------	-------

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を () 外数で記載しております。

(注2) 当社は、当社グループの管理業務のみを行う単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2018年9月1日から2019年2月28日）におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善、個人消費の持ち直しなどを背景に緩やかな回復基調にあるものの、不安定な国際情勢や金融資本市場等による国内景気への影響が懸念され、依然として先行き不透明な状況が継続すると考えられます。

当社グループにつきましては、タイル・石材加工販売事業、タイル・石材建築工事事業及び建材卸売事業の主要市場である建設業界において、政府建設投資・民間建設投資ともに底堅く推移しておりますが、労働者不足やコスト上昇等の要因もあり、依然として不透明な経済環境が続いております。

電気通信工事事業の主要市場である情報通信関連においては、スマートフォンやタブレット端末の普及により、LTE、Wi-Fiなどのサービスエリアの拡大や、トラフィック増に対応する通信ネットワーク環境の整備が進んでおります。

このような市場環境・経営環境の中で、当中間連結会計期間の売上高は909,956千円（前年同期比8.4%増）、営業利益は9,377千円（同70.0%減）、経常利益は7,174千円（同77.1%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は19,412千円（同25.8%増）となりました。

なお、当社は2018年11月にタイル工事業を営む㈱セラミックワンの発行済株式100%を取得し、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めておりますが、みなし取得日を2019年2月28日としているため、当中間連結会計期間は貸借対照表のみを連結しております。

セグメント別の業績は次の通りです。

（タイル・石材加工販売事業）

新工場稼働等により受注は堅調に推移しましたが、賃借料、燃料費等が増加したことにより、売上高は287,248千円（前年同期比11.5%増）、セグメント利益は4,941千円（同74.3%減）となりました。

（建材卸売事業）

より収益性の高い商品仕入の強化に伴い、売上高は106,827千円（前年同期比35.1%減）、セグメント利益は3,786千円（前年同期はセグメント損失6,191千円）となりました。

（電気通信工事事業）

営業拠点の拡大等により受注は好調に推移しましたが、新設拠点の開設・運営費用（消耗品費、燃料費等）が増加したことにより、売上高は510,880千円（前年同期比22.4%増）、セグメント損失は32千円（前年同期はセグメント利益16,611千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は449,440千円で、前連結会計年度末に比べ85,413千円増加しております。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は36,840千円（前年同期は51,970千円の獲得）となりました。主な減少要因は売上債権の増加額46,558千円及び未払金の減少額32,100千円、主な増加要因は税金等調整前中間純利益32,894千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は176,344千円（前年同期は26,095千円の獲得）となりました。主な減少要因は連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出186,028千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は298,602千円（前年同期は803千円の獲得）となりました。主な増加要因は長期借入れによる収入266,000千円及び短期借入れによる収入130,000千円、主な減少要因は長期借入金の返済による支出71,547千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)	前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	186,634	108.2
電気通信工事事業 (千円)	405,020	130.8
合計	591,655	122.7

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 建材卸売事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間の受注実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	当中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)	前年 同期比 (%)	当中間連結会計期間末 (2019年2月28日)	前年 同期比 (%)
建材卸売事業 (千円)	105,363	55.4	17,519	35.0
合計	105,363	55.4	17,519	35.0

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) タイル・石材加工販売事業及び電気通信工事事業は受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次の通りです。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)	前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	287,248	111.5
建材卸売事業 (千円)	106,827	64.9
電気通信工事事業 (千円)	510,880	122.4
その他 (千円)	5,000	—
合計	909,956	108.4

(注1) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2017年9月1日 至 2018年2月28日)		当中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株シーテック	164,030	19.5	167,217	18.4
株アバルコ	103,163	12.3	99,455	10.9

(注3) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針

当社は『時代を読み、お客様を深く知り、最良のソリューションを提供し続ける』を経営理念に掲げ、当社グループは「タイル・石材加工販売事業」、「タイル・石材建築工事事業」、「建材卸売事業」及び「電気通信工事事業」というそれぞれ業界が異なる事業を行う多角化経営を志向しております。当社の統括により、会社の“強み”を伸ばし、“弱み”を補える体制を構築・強化してまいります。

(2) 経営環境及び対処すべき課題等

「7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】に後述の通り、タイル・石材加工販売事業、タイル・石材建築工事事業及び建材卸売事業の主要市場である建設業界は底堅く推移しており、住宅業界においても住宅着工戸数は堅調に推移しております。また、電気通信工事事業の主要市場である情報通信関連においては、通信ネットワーク環境の整備需要の拡大が見込まれております。

上記の経営方針及び経営環境を踏まえた上で、当社グループの強みを伸ばし、また弱みを補うために最も重要な課題は人材の確保と育成であり、それを支えるのが内部管理体制の強化や事業資金の確保、M&A等の施策であると考えております。

<全社共通>

①連結子会社の業績管理について

当社グループの連結業績は、連結子会社の個別業績によって構成されるため、各連結子会社の業績管理は持株会社にとって最も重要な役割であると認識しております。当社（㈱ひかり HD）の取締役は、各連結子会社の代表取締役あるいは業務責任を有する取締役で構成されております。そのため、当社取締役会では、各連結子会社の責任者が月次の業績を報告することで、当社が策定した事業計画と差異が生じていないか等、計画と実績の管理を行い、業績に重要な差異が生じる可能性がある場合には速やかに対策を講じることで、当社グループの業績向上を目指しております。

②経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社（㈱ひかり HD）は、各連結子会社に対してより高い成長性を確保する観点から、「売上高」の増収を最重視しております。また、収益性向上のため「営業利益率」、生産性向上のため「人件費率」、財務健全性向上のため「純資産比率」及び「負債比率」を重要な指標として位置付け、バランスの取れた企業価値の継続的拡大を目指しております。なお、設備投資につきましては、グループ全体の「D.C.R（有利子負債／金融資産＋有形固定資産）×100」、「EBITDA 比率（有利子負債／EBITDA（営業利益＋受取利息・配当金＋減価償却実施額）」等を併せて検討しております。

③経営管理業務能力の向上について

当社（㈱ひかり HD）は、連結子会社の経営管理業務を各連結子会社から受託し、当社グループのバックオフィスとしての機能を担っていることから、当社の経営管理業務の能力は、当社グループ全体の業務効率に影響を及ぼします。当社グループ全体の業務効率の維持・向上の実現のため、当社は、経営管理業務能力の更なる向上に努めております。

④M&A等について

当社（㈱ひかり HD）は、当社グループの強化・拡充を目的として今後も積極的に業務提携、合併及び買収等（以下、「M&A等」）を行い、グループ企業を増やしていく方針です。傘下企業が増加していく過程において、様々な業態の企業が増えていくことも予想され、的確な分類などポートフォリオの調整も重要性を増してまいります。そのため、これらに対応するための関連スキルの向上及び対応する人員体制の強化を課題としており、今後、企業規模の拡大を図る中で、適時人員体制の強化を実施してまいります。

<タイル・石材加工販売事業> (株ひかり工芸、(株)ケイズクラフト、(株)ストーンフリー)

⑤人材の確保・育成について

当事業を安定的に成長させていくためには、優秀な人材の確保が必要であります。当事業において、工場勤務者の人材不足を解消するため、中国・ベトナム・タイ・フィリピンなどの外国人の技能実習生を雇用しておりますが、工程（ライン）管理が出来る人材や、顧客ニーズに合わせた企画提案が出来る営業人材は引き続き不足しております。当社グループの経営理念に共感する人材の採用を強化するとともに、社内研修を継続的に実施することで、既存社員の能力及びスキルの向上に取り組んでまいります。

⑥設備金額の増加と財務体質の強化について

当事業では、(株)ケイズクラフトが2018年1月より工場を併設した新本社へ移転するなど、事業拡大に伴い設備投資を行っております。設備投資資金につきましては、現在、金融機関からの借入金による資金調達が主となっております。今後は、収益力の強化、建物・工場設備のリース等の採用によりバランスシートの更なる改善を図ってまいります。

<タイル・石材建築工事業> (株)セラミックワン)

⑦人材の確保・育成について

当事業を安定的に成長させていくためには、優秀な人材の確保が必要であります。当事業では主にビル・マンションにおけるタイル工事の施工を行っており、施工技術、工程・原価管理、安全管理が出来る人材の採用・育成が重要となりますが、建設業就業者数は減少傾向にあり、少子高齢化により今後もその傾向が続くと考えられます。当社グループの経営理念に共感する人材採用を強化するとともに、社内研修を継続的に実施することで、既存社員の能力及びスキルの向上に取り組んでまいります。

<建材卸売事業> (株)ノベルストーンジャパン)

⑧人材の確保・育成について

当事業を安定的に成長させていくためには、優秀な人材の確保が必要であります。当事業で取り扱う製品の大半は海外からの輸入商材であります。当事業の強みは、現地で販売元と直接交渉し、商社を介さずに直接輸入することでより良い商品を安く提供できることにあります。したがって、外国企業との商談は必須であり、そのための語学力やグローバルなビジネススキルを身に付けることは不可欠であると考えております。当社グループの経営理念に共感する人材の採用を強化するとともに、社内研修を継続的に実施することで、既存社員の能力及びスキルの向上に取り組んでまいります。

⑨商品（在庫）管理について

当事業では、ブリック&ストーン（レンガ）・タイル・モザイク等の輸入建材をたな卸資産として保有しておりますが、取り扱っている商品の種類（品目）が多く、平均して60種類300品目の在庫を常時保有しております。当事業では、基準在庫数による管理を行うなど、お客様のニーズに応じた在庫管理を実施しておりますが、収益性の低下等に伴い、たな卸資産の資産価値が低下する可能性もあることから、定期的に、回転数が落ちている商品については入れ替えを行うなど、商品（在庫）管理の向上に取り組んでおります。

<電気通信工事業> (株)ネット、(株)トライ)

⑩人材の確保・育成について

当事業を安定的に成長させていくためには、優秀な人材の確保が必要であります。当事業では主に情報通信設備の設計・施工を行っております。そのため、現場の技術者は電気通信主任技術者、電気工事士などの国家資格を有しております。基地局の設置には大きく分けて、置局・設計・施工の流れがあり、置局については、クライアントが確保したい通信エリア内の土地やビルを調査し、地主と交渉し、基地局の設置場所を決定します。競合他社との競争力の向上にあたっては、この置局確保による地主交渉力も身に付けることは不可欠であると考えております。当社グループの経営理念に共感する人材採用を強化するとともに、社内研修を継続的に実施するこ

とで、既存社員の能力及びスキルの向上に取り組んでまいります。

⑩特定取引先に対する依存度が高いことについて

当事業は、通信事業者各社との取引比率が高く、この傾向は今後とも継続することが見込まれます。したがって、情報通信業界の市場動向や技術革新等により、通信事業者各社の設備投資行動及び、設備投資構造が変化した場合に備え、ITベンダーからの受注など顧客の裾野を広げる取り組みを行なっております。

4【事業等のリスク】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2018年11月28日以降、当発行者情報提出日までにおいて、当中間連結会計期間において新たに開始したタイル・石材建築工事業に係る事業等のリスクを以下（1）及び（2）に記載いたしますが、これを除き重要な変更はありません。また、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下（3）に記載いたします。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものです。

<タイル・石材建築工事業>（(株)セラミックワン）

（1）景気動向の影響について

当社グループの事業は、景気動向、金利動向、物価動向及び税制等に基づく需要者の投資意欲や需要動向に影響を受けやすいため、景気の先行き悪化や大幅な金利の上昇、人件費の上昇、消費税増税等の動向に大きく左右される傾向があります。そのため、これらの動向次第で当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（2）原材料等の価格変動について

タイル・石材建築工事業の施工過程において使用されるエネルギーや、施工において使用するタイル・石材等の資材の価格変動について、急激に高騰した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（3）J-Adviser との契約について

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2015年2月1日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過す

る日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないこと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていること乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないことと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除

することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

(企業結合等関係)

当社は、2018年10月23日開催の取締役会決議に基づき、2018年11月1日付で株式会社セラミックワンの発行済株式100.0%を取得する旨、同社と株式譲渡契約を締結いたしました。詳細は「第6 経理の状況 1. 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」に記載しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高1,031,367千円で、前連結会計年度末に比べ376,809千円増加しております。未成工事支出金の増加120,499千円、完成工事未収入金の増加93,319千円及び現金及び預金の増加89,523千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は601,367千円で、前連結会計年度末に比べ377,524千円増加しております。のれんの増加191,067千円、リース資産の増加83,070千円及び差入保証金の増加38,300千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は687,579千円で、前連結会計年度末に比べ318,960千円増加しております。短期借入金の増加110,000千円、未成工事受入金の増加98,367千円、工事未払金の増加55,394千円及び未払法人税等の増加37,908千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は791,015千円で、前連結会計年度末に比べ415,961千円増加しております。長期借入金の増加183,783千円、役員退職慰労引当金の増加150,000千円及びリース債務の増加72,146千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は154,140千円で、前連結会計年度末に比べ19,412千円増加しております。親会社株主に帰属する中間純利益の計上19,412千円がその変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当中間連結会計期間における売上高は909,956千円（前年同期比8.4%増）となりました。タイル・石材加工販売事業において地元取引先メーカーからの受注が安定的・継続的に推移したこと、電気通信工事業において情報通信設備需要が堅調に推移し、さらに営業拠点を拡大したこと等により連結売上高は前年同期比で増収となりました。

(売上総利益)

当中間連結会計期間における売上総利益は262,747千円（前年同期比1.1%増）となりました。電気通信工事業における新設拠点の開設・運営費用（消耗品費、燃料費等）の増加等により、売上総利益率が低下しております。

(販売費及び一般管理費)

当中間連結会計期間における販売費及び一般管理費は、253,370千円（前年同期比10.8%増）となりました。売上高販管費率が増加した主な要因は、タイル・石材加工販売事業における新工場稼働に伴う賃借料、燃料費等の増加等であります。

(営業利益)

売上総利益率の低下、売上高販管費率の増加等による影響から、当中間連結会計期間における営業利益は9,377千円（前年同期比70.0%減）となりました。

(経常利益)

当中間連結会計期間における経常利益は7,174千円（前年同期比77.1%減）となりました。

(親会社株主に帰属する中間純利益)

税金等調整前中間純利益は32,894千円（前年同期比59.5%増）となり、当中間連結会計期間における親会社株主に帰属する中間純利益は19,412千円（前年同期比25.8%増）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当中間連結会計期間において、当社グループは99,034千円の設備投資（建設仮勘定からの振替額1,006千円及び㈱セラミックワンの連結子会社化に伴う設備増加額（純額）13,330千円を含まない。）を行っております。主な内訳は、リース資産80,448千円、機械装置及び運搬具14,711千円であります。

セグメント別の設備投資の内訳は、タイル・石材加工販売事業78,962千円、建材卸売事業1,534千円、電気通信工事業18,537千円となっております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下の通りであります。なお金額には消費税等は含まれておりません。

(1) 提出会社

2019年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）		従業員数 (人)
			工具、器具 及び備品	合計	
本社 (岐阜県多治見市)	その他	本社機能	98	98	6 (2)

(注1) 現在休止中の主要な設備はありません。

(注2) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間平均雇用人員を()外数で記載しています。

(2) 国内子会社

2019年2月28日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	リース 資産	土地 (面積㎡)		合計
㈱ひかり工芸 (岐阜県多治見市)	タイル・石材加工販売 事業	本社機能、 生産用設備	27,329	4,508	1,489	99,242	45,140 (1,458)	177,709	9 (-)
㈱ケイズクラフト (岐阜県多治見市)	タイル・石材加工販売 事業	本社機能、 生産用設備	7,975	2,541	-	-	-	10,517	4 (2)
㈱セラミックワン (横浜市戸塚区)	タイル・石材建築工事 事業	本社機能、 工所用設備	-	4,878	-	8,452	-	13,330	3 (1)
㈱ノベルストーン ジャパン (岐阜県多治見市)	建材卸売 事業	本社機能、 営業所	1,517	0	0	-	-	1,517	7 (3)
㈱ネット (愛知県春日井市)	電気通信工 事事業	本社機能、 工所用設備	-	11,593	1,155	5,560	-	18,309	28 (-)
㈱トライ (愛知県春日井市)	電気通信工 事事業	本社機能、 工所用設備	10,370	19,824	0	976	-	31,171	44 (-)

(注1) 現在休止中の主要な設備はありません。

(注2) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均雇用人員を()外数で記載しています。

- (3) 在外子会社
該当する会社はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別・額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2019年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2019年5月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,119,600	839,700	279,900	279,900	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,119,600	839,700	279,900	279,900	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第1回新株予約権（2015年8月10日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2019年2月28日)	公表日の前月末現在 (2019年4月30日)
新株予約権の数(個)	1,769(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,900(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	368(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年9月1日 至 2025年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368(注4) 資本組入額 184(注4)	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p>	

	<p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、上記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p>	同左

	<p>「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で株式1株を100株式に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第3回新株予約権（2015年12月30日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2019年2月28日)	公表日の前月末現在 (2019年4月30日)
新株予約権の数(個)	250(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	368(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年1月1日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368(注4) 資本組入額 184(注4)	同左

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	<p>同左</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>	<p>同左</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p>	<p>同左</p>

	<p>組織再編行為の条件を勘案の上、上記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で株式1株を100株式に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第4回新株予約権（2016年11月29日定時株主総会決議、2017年3月14日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2019年2月28日)	公表日の前月末現在 (2019年4月30日)
新株予約権の数(個)	200(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,400(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年4月18日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,400(注4) 資本組入額 1,200(注4)	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会	同左

	<p>社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、上記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で株式1株を100株式に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権者等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年9月1日～ 2019年2月28日	—	279,900	—	40,000	—	181,331

(5) 【大株主の状況】

2019年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く) の総数に対する 所有株式数の割合 (%)
倉地 朝子	岐阜県多治見市	77,300	29.65
倉地 太	岐阜県多治見市	44,600	17.11
石原 真理子	岐阜県多治見市	23,400	8.98
名古屋中小企業投資育成(株)	愛知県名古屋市中村区名駅南1-16-30	19,200	7.36
倉地 猛	岐阜県多治見市	17,900	6.87
倉地 晴幸	岐阜県多治見市	15,000	5.75
加藤 勝	岐阜県多治見市	7,000	2.69
石原 千雅	岐阜県多治見市	6,200	2.38
(株)紀伊大理石	横浜市泉区上飯田町4584-2	4,200	1.61
(株)オルスタンダード	東京都武蔵野市桜提2-7-25	4,000	1.53
亀井 宏明	岐阜県多治見市	4,000	1.53
計	—	222,800	85.46

(注) 上記の他、自己株式が19,200株あります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,200	—	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 260,700	2,607	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	279,900	—	—
総株主の議決権	—	2,607	—

②【自己株式等】

2019年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株ひかりホールデ ィングス	岐阜県多治見市笠原 町 2841-1	19,200	—	19,200	6.86
計	—	19,200	—	19,200	6.86

2【株価の推移】

月別	2018年9月	10月	11月	12月	2019年1月	2月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注1) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

(注2) 2018年9月から2019年2月までにおいて売買実績はありません。

3【役員の様況】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2018年11月28日以降、当発行者情報提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2018年9月1日から2019年2月28日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当中間連結会計期間 (2019年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	365,479	455,002
受取手形及び売掛金	※3 70,015	※2、3 108,790
電子記録債権	—	※2、3 27,143
完成工事未収入金	101,201	194,521
商品及び製品	64,429	66,886
未成工事支出金	4,329	124,828
原材料及び貯蔵品	4,017	5,724
前渡金	17,848	18,517
その他	27,787	30,672
貸倒引当金	△550	△720
流動資産合計	654,557	1,031,367
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 45,740	※2 47,192
機械装置及び運搬具（純額）	31,992	43,346
工具、器具及び備品（純額）	2,521	2,743
土地	※2 45,140	※2 45,140
リース資産（純額）	31,160	114,231
建設仮勘定	1,006	—
有形固定資産合計	※1 157,561	※1 252,654
無形固定資産		
のれん	—	191,067
ソフトウェア	535	416
その他	229	527
無形固定資産合計	764	192,010
投資その他の資産		
投資有価証券	—	26,772
従業員に対する長期貸付金	2,930	2,930
保険積立金	36,368	64,970
差入保証金	7,557	45,858
繰延税金資産	15,594	13,916
その他	6,382	5,334
貸倒引当金	△3,315	△3,080
投資その他の資産合計	65,516	156,702
固定資産合計	223,842	601,367
資産合計	878,400	1,632,734

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年8月31日)		当中間連結会計期間 (2019年2月28日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金		25,705		29,282
工事未払金		31,266		86,661
短期借入金		20,000		130,000
1年内返済予定の長期借入金	※2	116,718	※2	127,388
リース債務		7,814		19,928
未払金		81,249		64,466
未払費用		31,018		28,537
未払法人税等		11,524		49,433
未払消費税等		17,583		13,966
未成工事受入金		—		98,367
前受金		18,983		17,519
賞与引当金		3,754		12,067
その他		3,000		9,961
流動負債合計		368,619		687,579
固定負債				
長期借入金	※2	339,637	※2	523,420
リース債務		24,971		97,118
役員退職慰労引当金		—		150,000
長期未払金		10,445		20,477
固定負債合計		375,053		791,015
負債合計		743,672		1,478,594
純資産の部				
株主資本				
資本金		40,000		40,000
資本剰余金		181,331		181,331
利益剰余金		△61,036		△41,623
自己株式		△28,925		△28,925
株主資本合計		131,370		150,782
新株予約権		937		937
非支配株主持分		2,420		2,420
純資産合計		134,727		154,140
負債純資産合計		878,400		1,632,734

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年9月1日 至 2018年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)
売上高	839,571	909,956
売上原価	※1 579,728	※1 647,209
売上総利益	259,843	262,747
販売費及び一般管理費		
給料及び賞与	34,001	36,248
役員報酬	39,869	41,280
賞与引当金繰入額	2,310	1,360
退職給付費用	—	3,089
法定福利費	10,442	12,891
運送費及び保管費	10,644	11,290
賃借料	16,789	23,529
保険料	12,166	11,645
旅費交通費	11,131	14,444
減価償却費	8,241	2,711
貸倒引当金繰入額	48	296
その他	82,970	94,584
販売費及び一般管理費計	228,616	253,370
営業利益	31,227	9,377
営業外収益		
受取利息及び配当金	293	1
その他	6,257	6,095
営業外収益合計	6,550	6,096
営業外費用		
支払利息	6,384	7,374
その他	4	924
営業外費用合計	6,389	8,299
経常利益	31,388	7,174
特別利益		
固定資産売却益	※2 302	※2 240
保険積立金解約益	25,752	25,479
特別利益合計	26,054	25,720
特別損失		
役員退職慰労金	36,820	—
特別損失合計	36,820	—
税金等調整前中間純利益	20,623	32,894
法人税、住民税及び事業税	17,339	12,436
法人税等還付税額	△6,365	—
法人税等調整額	△5,786	1,045
法人税等合計	5,187	13,482
中間純利益	15,435	19,412
非支配株主に帰属する中間純利益	—	—
親会社株主に帰属する中間純利益	15,435	19,412

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年9月1日 至 2018年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)
中間純利益	15,435	19,412
中間包括利益	15,435	19,412
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	15,435	19,412
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2017年9月1日 至 2018年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本					新株 予約権	非支配株 主持分	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計			
当期首残高	20,000	172,531	△8,322	△28,925	155,283	937	2,420	158,640
当中間期変動額								
新株の発行	20,000	8,800			28,800			28,800
親会社株主に帰属 する中間純利益			15,435		15,435			15,435
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						—	—	—
当中間期変動額合計	20,000	8,800	15,435	—	44,235	—	—	44,235
当中間期末残高	40,000	181,331	7,112	△28,925	199,518	937	2,420	202,876

当中間連結会計期間（自 2018年9月1日 至 2019年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本					新株 予約権	非支配株 主持分	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計			
当期首残高	40,000	181,331	△61,036	△28,925	131,370	937	2,420	134,727
当中間期変動額								
親会社株主に帰属 する中間純利益			19,412		19,412			19,412
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	19,412	—	19,412	—	—	19,412
当中間期末残高	40,000	181,331	△41,623	△28,925	150,782	937	2,420	154,140

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年9月1日 至 2018年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	20,623	32,894
減価償却費	16,643	17,831
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	48	△216
賞与引当金の増減額 (△は減少)	8,545	7,323
受取利息及び受取配当金	△293	△1
支払利息	6,384	7,374
保険積立金解約益	△25,752	△25,479
売上債権の増減額 (△は増加)	△7,488	△46,558
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△6,271	979
仕入債務の増減額 (△は減少)	6,398	20,518
未払金の増減額 (△は減少)	16,878	△32,100
未払費用の増減額 (△は減少)	△12,216	△3,840
未払消費税等の増減額 (△は減少)	8,140	△3,616
その他	25,079	2,009
小計	56,718	△22,880
利息及び配当金の受取額	293	1
利息の支払額	△6,526	△6,820
法人税等の支払額	△5,475	△9,113
法人税等の還付額	6,960	1,973
営業活動によるキャッシュ・フロー	51,970	△36,840
投資活動によるキャッシュ・フロー		
役員に対する長期貸付金の純増減額 (△は増加)	16,310	—
有形固定資産の取得による支出	△14,525	△12,713
保険積立金の積立による支出	△5,728	△3,737
保険積立金の解約による収入	32,809	25,479
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△186,028
その他	△2,770	655
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,095	△176,344
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	—	130,000
短期借入金の返済による支出	△17,012	△20,000
長期借入れによる収入	162,000	266,000
長期借入金の返済による支出	△163,187	△71,547
新株の発行による収入	28,800	—
その他	△9,797	△5,850
財務活動によるキャッシュ・フロー	803	298,602
現金及び現金同等物に係る換算差額 (△は減少)	14	△3
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	78,883	85,413
現金及び現金同等物の期首残高	360,037	364,027
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 438,920	※ 449,440

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社名：(株)ひかり工芸、(株)ケイズクラフト、(株)ノベルストーンジャパン、(株)ネット、(株)トライ、(株)ストーンフリー、(株)セラミックワン（2019年2月28日に連結子会社化したため、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。）

2. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は中間連結決算日（2月28日）と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

(イ) その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの：主として移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

(イ) 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 製品、未成工事支出金、原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(ハ) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年3月31日以前に取得した建物（建物附属設備は除く）、及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 12～24年

機械装置及び運搬具 6～12年

工具、器具及び備品 4～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間分に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、中間期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準：当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理：消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間連結会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」15,594千円は「投資その他の資産」の「繰延税金資産」15,594千円に含めて表示しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当中間連結会計期間 (2019年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	241,477千円	200,170千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当中間連結会計期間 (2019年2月28日)
受取手形及び売掛金	－千円	85,593千円
電子記録債権	－	27,143
建物及び構築物 (純額)	11,771	11,144
土地	38,240	38,240
関係会社株式 (連結消去前金額)	－	300,000
合計	50,011	462,121

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当中間連結会計期間 (2019年2月28日)
1年内返済予定の長期借入金	19,980千円	60,660千円
長期借入金	115,111	266,191
合計	135,091	326,851

※3 受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高及び電子記録債権裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当中間連結会計期間 (2019年2月28日)
受取手形割引高	34,632千円	40,901千円
受取手形裏書譲渡高	－	9,482
電子記録債権裏書譲渡高	－	53,152

(中間連結損益計算書関係)

※1 棚卸資産評価損

中間期末棚卸高は収益性の低下に基づく簿価切下げ後の金額であり、以下の通り棚卸資産評価損が含まれております。

	前中間連結会計期間 (自 2017年9月1日 至 2018年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)
棚卸資産評価損	1,246千円	2,909千円

※2 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2017年9月1日 至 2018年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)
機械装置及び運搬具	302千円	240千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2017年9月1日 至 2018年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,607	258,093	—	260,700
種類株式	—	19,200	—	19,200
合計	2,607	277,293	—	279,900
自己株式				
普通株式	192	19,008	—	19,200
合計	192	19,008	—	19,200

(注1) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で種類株式を192株発行しております。

(注2) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式及び種類株式1株をそれぞれ100株に分割しております。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結会 計期間増加	当中間連結会 計期間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	普通株式	1,769	175,131	—	176,900	937
	第3回新株予約権	普通株式	250	24,750	—	25,000	—
	第4回新株予約権 (注1)	普通株式	200	19,800	—	20,000	—
	合計	—	2,219	219,681	—	221,900	937

(注1) 第1回、第3回及び第4回新株予約権の当中間連結会計期間増加は、2017年12月7日付の株式分割(普通株式1株を100株に分割)によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	279,900	—	—	279,900
合計	279,900	—	—	279,900
自己株式				
普通株式	19,200	—	—	19,200
合計	19,200	—	—	19,200

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少	当中間連結会計期間末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	普通株式	176,900	—	—	176,900	937
	第3回新株予約権	普通株式	25,000	—	—	25,000	—
	第4回新株予約権 (注1)	普通株式	20,000	—	—	20,000	—
	合計	—	221,900	—	—	221,900	937

(注1) 権利行使期間の初日は到来していません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2017年9月1日 至 2018年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)
現金及び預金勘定	439,653千円	455,002千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△732	△5,562
現金及び現金同等物	438,920	449,440

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び完成工事未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び工事未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に一時的な運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は、主に長期債務の借換え及び設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価

額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。
前連結会計年度末（2018年8月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	365,479	365,479	—
(2) 受取手形及び売掛金	70,015	70,015	—
(3) 完成工事未収入金	101,201	101,201	—
(4) 従業員に対する長期貸付金	2,930	2,930	—
資産計	539,626	539,626	—
(1) 買掛金	25,705	25,705	—
(2) 工事未払金	31,266	31,266	—
(3) 短期借入金	20,000	20,000	—
(4) 未払金	81,249	81,249	—
(5) 未払法人税等	11,524	11,524	—
(6) 未払消費税等	17,583	17,583	—
(7) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	456,355	453,240	△3,114
(8) リース債務（1年内返済予定を含む）	32,786	28,109	△4,677
(9) 長期未払金	10,445	10,078	△366
負債計	686,916	678,758	△8,158

当中間連結会計期間末（2019年2月28日）

	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	455,002	455,002	—
(2) 受取手形及び売掛金	108,790	108,790	—
(3) 電子記録債権	27,143	27,143	—
(4) 完成工事未収入金	194,521	194,521	—
(5) 投資有価証券	26,772	26,772	—
(6) 従業員に対する長期貸付金	2,930	2,930	—
資産計	815,160	815,160	—
(1) 買掛金	29,282	29,282	—
(2) 工事未払金	86,661	86,661	—
(3) 短期借入金	130,000	130,000	—
(4) 未払金	64,466	64,466	—
(5) 未払費用	28,537	28,537	—
(6) 未払法人税等	49,433	49,433	—
(7) 未払消費税等	13,966	13,966	—
(8) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	650,808	648,856	△1,951
(9) リース債務（1年内返済予定を含む）	117,047	102,515	△14,531
(10) 長期未払金	20,477	18,359	△2,117
負債計	1,190,678	1,172,078	△18,600

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権、(4) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券は其他有価証券として保有しており、これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(6) 従業員に対する長期貸付金

一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金（1年内返済予定を含む）、(9) リース債務（1年内返済予定を含む）、(10) 長期未払金

元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当中間連結会計期間 (2019年2月28日)
差入保証金	7,557千円	45,858千円

上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、2018年10月23日開催の取締役会決議に基づき、2018年11月1日付で株式会社セラミックワン発行済株式100.0%を取得いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業内容：(名称)株式会社セラミックワン、(事業内容)タイル工事業等

(2) 企業結合を行った主な理由：

㈱セラミックワンは1997年に設立され、主にタイル工事業を営んでおります。同社の高い技術力と当社の企画・設計力の相乗効果を発揮し、相互の収益力及び競争力の強化に寄与するものと判断しております。経営資源の最適化を図り、当該領域の事業拡大及び収益性の改善を促進してまいります。

(3) 企業結合日：2018年11月1日

(4) 企業結合の法的形式：現金を対価とする株式の取得

(5) 企業結合後の名称：結合後の企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率：100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠：

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当事者間の合意により非開示とさせていただきます。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 18,000千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額：191,067千円

(2) 発生原因：

取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

(3) 償却方法及び償却期間：10年にわたる均等償却

5. 企業結合により受け入れた資産及び引き受けた負債

流動資産：360,198千円、固定資産：108,058千円、資産合計：468,257千円

流動負債：195,419千円、固定負債：163,905千円、負債合計：359,324千円

6. 当中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年2月28日をみなし取得日としているため、当中間連結会計期間は貸借対照表のみ連結しています。

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当中間連結会計期間における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。当社グループは、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは「タイル・石材加工販売事業」、「タイル・石材建築工事業」、「建材卸売事業」及び「電気通信工事業」の4つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
タイル・石材加工販売事業	タイル・石材を中心とした内装・外装材製品の加工・販売
タイル・石材建築工事業	タイル・石材を中心とした建築工事・施工
建材卸売事業	エクステリア関連商材の輸入仕入販売等
電気通信工事業	電気工事・情報通信工事の請負、企画、設計、監理

(2) 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの追加)

当中間連結会計期間において、当社は㈱セラミックワンの株式を取得し、新たに連結の範囲に含めており、「タイル・石材建築工事業」として報告セグメントを追加しております。なお、当中間連結会計期間においては同社の貸借対照表のみを連結しており、中間連結損益計算書に同社の業績は含まれておりません。

これにより、報告セグメントは従前の「タイル・石材加工販売事業」、「建材卸売事業」及び「電気通信工事業」の3区分から、「タイル・石材建築工事業」を加えた4区分に変更しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの損益は、営業損益の数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格等に基づいております。

(4) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間 (自 2017年9月1日 至 2018年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額
	タイル・ 石材加工 販売事業	建材卸売 事業	電気通信 工事業	計				
売上高								
①外部顧客への 売上高	257,536	164,489	417,544	839,571	—	839,571	—	839,571
②セグメント間 の内部売上高又 は振替高	10,806	20,727	—	31,534	—	31,534	△31,534	—
計	268,342	185,217	417,544	871,105	—	871,105	△31,534	839,571
セグメント利益又は 損失(△) (注3)	19,218	△6,191	16,611	29,638	515	30,154	1,072	31,227

(注1) その他の区分は、主に全社費用であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

(注2) 調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。

(注3) セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

当中間連結会計期間（自 2018年9月1日 至 2019年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額
	タイル・ 石材加工 販売事業	建材卸売 事業	電気通信 工事業	計				
売上高								
①外部顧客への 売上高	287,248	106,827	510,880	904,956	5,000	909,956	—	909,956
②セグメント間 の内部売上高又は 振替高	9,455	22,096	—	31,551	—	31,551	△31,551	—
計	296,703	128,923	510,880	936,508	5,000	941,508	△31,551	909,956
セグメント利益又は 損失(△) (注3)	4,941	3,786	△32	8,696	△829	7,866	1,510	9,377

(注1) その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社の全社管理機能を含んでおります。

(注2) 調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。

(注3) セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行なっています。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2017年9月1日 至 2018年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	タイル・石材 加工販売事業	建材卸売事業	電気通信工事業	合計
外部顧客への売上高	257,536	164,489	417,544	839,571

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
(株)シーテック	164,030	電気通信工事業
(株)アベルコ	103,163	タイル・石材加工販売事業、建材卸売事業

当中間連結会計期間（自 2018年9月1日 至 2019年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	タイル・石材 加工販売事業	建材卸売事業	電気通信工事 事業	その他	合計
外部顧客への売上高	287,248	106,827	510,880	5,000	909,956

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
(株)シーテック	167,217	電気通信工事業
(株)アベルコ	99,455	タイル・石材加工販売事業、建材卸売事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

(単位：千円)

	タイル・ 石材加工 販売事業	タイル・ 石材建築 工事業	建材卸売 事業	電気通信 工事業	その他	全社・ 消去	合計
当中間連結会計期間償却額	—	—	—	—	—	—	—
当中間連結会計期間末残高	—	191,067	—	—	—	—	191,067

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は次の通りです。

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当中間連結会計期間 (2019年2月28日)
1株当たり純資産額	503.91円	578.38円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	134,727	154,140
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	3,357	3,357
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	131,370	150,782
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	260,700	260,700

	前中間連結会計期間 (自 2017年9月1日 至 2018年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)
1株当たり中間純利益	63.92円	74.46円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	15,435	19,412
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	15,435	19,412
普通株式の期中平均株式数 (株)	241,500	260,700

(注1) 2017年12月7日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益を算定しております。

(注2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年5月31日

株式会社ひかりホールディングス

取締役会 御中

監査法人 コスモス

代表社員 公認会計士 新開 智之 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和 ⑩

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ひかりホールディングスの2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2018年9月1日から2019年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ひかりホールディングス及び連結子会社の2019年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2018年9月1日から2019年2月28日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。